六十五、有限会社伊藤ふとん店に対する件

昭和四十三年(排)第六十二号

排除命令

山形県山形市大手町四番六号

有限会社伊藤ふとん店

右代表者　代表取締役　伊藤尚

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、有限会社伊藤ふとん店は、昭和四十三年一月下旬から同年四月末日までを売出期間とする「寝具類」の取引に関するビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が「明治百年祭記念夏の北海道があなたを招く」と称して取引をしようとした「寝具類」の単品売りの通常小売価格の合計は、二万六千三百円であり、販売価格三万四千八百円のなかには当該北海道観光旅行に要する経費一万五千円の大部分が含まれているものであつて、当該北海道観光旅行は招待旅行ではないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、「寝具類」の取引に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三、同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

有限会社伊藤ふとん店（以下「伊藤ふとん店」という。）は、肩書地に事務所を置き、綿、寝具その他の商品の卸売および小売業を営む事業者である。

伊藤ふとん店は、昭和四十三年一月下旬から同年四月末日までを売出期間とする組ふとん一組、洋掛ふとん一枚、百ミリ三折マットレス一台および毛布一枚の四種を一組とする寝具類（以下「寝具類」という。）の販売について、昭和四十三年一月下旬ごろビラ（別添写）約三千枚を伊藤ふとん店の取引先小売店を通じて、山形県その他の地区における一般消費者に配布した。

このビラにより、伊藤ふとん店は、「明治百年祭記念夏の北海道があなたを招く」と称して、「寝具類」を三万四千八百円で購入した者に対し、昭和四十三年六月から九月までの間に、四泊五日の北海道観光旅行（山形―青森―函館―大沼（車中泊）―八雲―長万部―洞爺湖（泊）―オロフ峠―登別（泊）―千歳―札幌―定山渓―長万部―函館―青森（泊）―山形）に招待する旨を表示している。

しかるに、伊藤ふとん店が取引をしようとした「寝具類」の単品売りの通常小売価格は、「組ふとん」が一万二千円、「洋掛ふとん」が五千円、「百ミリ三折マットレス」が六千五百円および「毛布」が二千八百円（合計二万六千三百円）であり、これらをセットにした販売価格が三万四千八百円であるとは認められず、当該北海道観光旅行に要する経費（一万五千円）の大部分は、販売価格三万四千八百円のなかに含まれているものであつて、当該北海道観光旅行が招待旅行であるとは認められない。

よつて、伊藤ふとん店は、その販売する「寝具類」の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、伊藤ふとん店の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年十月十四日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

別添写　省略